

事務連絡  
令和元年8月19日

公益財団法人児童育成協会 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）

企業主導型保育施設における幼児教育・保育の無償化に伴う  
食材料費の取扱いの変更について（通知）

企業主導型保育事業における幼児教育・保育の無償化（以下「無償化」という。）については、本年10月から実施されることとなったところですが、無償化に伴い、3歳から5歳児までの食材料費については、主食費・副食費ともに、企業主導型保育事業を実施する施設（以下「企業主導型保育施設」という。）による徴収を基本とする取扱いに変更されます。

今般、食材料費の取扱いの変更に関して、企業主導型保育施設が徴収する3歳から5歳児の副食費の徴収額の考え方等に関する留意事項を、下記のとおり定めましたので、助成決定施設等へ周知をお願いいたします。

## 記

### 1. 無償化に伴う食材料費の取扱いの変更に関する基本的な考え方について

食材料費は、これまで利用料の一部として、利用児童の保護者（以下「利用者」という。）に御負担いただいていたところ。今般の無償化に伴い、本年10月1日から、企業主導型保育施設を利用する3歳から5歳児のうち、無償化の対象となる児童の利用料について、利用者負担相当額が減額されることとなるが、認可保育所等において食材料費については利用者に御負担いただくという考え方を維持することを踏まえ、3歳から5歳児については、主食費・副食費ともに企業主導型保育施設による徴収を基本とする。

### 2. 3歳から5歳児の副食費の徴収額の計算方法について

1. の食材料費の取扱いの変更に伴い、企業主導型保育施設が徴収すること

となった3歳から5歳児の副食費の徴収額は、それぞれの企業主導型保育施設において、実際に給食の提供に要した材料の費用を勘案して定めることになる。

この際、これまで3歳から5歳児の副食費については、基本分単価において積算し、利用料の一部として利用者に月額4,500円の負担を求めてきた経緯がある。質の担保された給食を提供する上では一定の費用を要するものであり、今後企業主導型保育施設で徴収する額を設定するに当たっても、この月額4,500円を目安とする。

なお、企業主導型保育施設が副食費を徴収するに当たっては、主食費等これまでも企業主導型保育施設が徴収していた費用と同様に、その使途・額・理由について書面での明示、利用者への説明・同意が必要となる。

### 3. 特別食や欠席児童等がいる場合の徴収額の考え方について

副食費の徴収額は、企業主導型保育施設の利用児童を通じて均一とする。アレルギー除去食等の特別食を提供する児童についても、他の児童と異なる徴収額とする必要はない。

また、副食費の徴収額は月額を基本とする。ただし、特定の曜日に恒常的に企業主導型保育施設を利用しない児童や長期入院のような、企業主導型保育施設があらかじめ児童の利用しない日を把握し、配食準備に計画的に反映することが可能である場合には、徴収額の減額等の対応を行うことが考えられる。

なお、月途中の退園や入園の場合には、運営費と同様に、日割り計算等の減額調整を行って差し支えない。

### 4. 利用者の方への説明等について

2. において示したとおり、企業主導型保育施設における3歳から5歳児の副食費は、これまで利用料の一部として月額4,500円を利用者から徴収してきた経緯があることを踏まえ、企業主導型保育施設が副食費を徴収する場合には、利用者に対して個別に、今般の無償化に伴う食材料費の取扱いの変更の趣旨や、本事務連絡で示した取扱いの詳細について、丁寧な説明を行う等の対応をお願いしたい。